

広島県告示第四百二十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があった。

平成二十一年四月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 病院又は診療所

名称	県立神石三和病院	
所在地	神石郡神石高 原町小島一七 六三―二	
自立支援の種別	更生医療 精神通院医療	診療科名
標ぼう	腎臓 内科	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名
辞退年月日	中迫 幸男 宮本 雄一	平成二十二年三月三日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	安芸府中薬局	所在地	自立支援医療の種類	辞退年月日
クレオ薬局	安芸郡府中町青崎南二―一	精神通院医療	平成二十二年三月三日	
ほほえみ薬局	呉市伏原一丁目三―一〇	更生医療・育成医療・精神通院医療	平成二十二年二月二日	